

は じ め に

区政における意思決定は、文書に基づくことが原則であり、区は、これまで練馬区文書管理規程に基づいて公文書を管理し、練馬区情報公開条例等に基づき、その公開や情報提供に努めてまいりました。そして、公文書は原則として各々一定期間、保存・公開し、保存年限経過後に、定期的に廃棄することによって効率的に管理してまいりました。

その一方で、公文書は区民共有の財産であり歴史的資料であるとともに、区政の主要な活動記録として将来の区民に引き継いでいくものであるという点から捉えると、一律に廃棄していくこれまでの管理方法は、必ずしも十分応えているものではありませんでした。

そこで、区政資料の管理体制を一層充実させるために、平成 20 年度に「練馬区区政資料管理整備計画策定委員会」を設置し、検討を進めてまいりました。この度、その検討結果を取りまとめ、写真などを含めて、公文書のうち歴史的資料として重要なものを収集・管理し、区民の皆様へ利活用していただくための区政資料管理整備計画を策定いたしました。本計画は、国において平成 21 年 7 月に制定された「公文書等の管理に関する法律」の趣旨も取り入れ、時宜を得たものと考えております。

公文書を十全に管理・保存し、後世に伝えることは、区の重要な責務であります。この計画は、後世における区政の検証に役立てるとともに、ひいては区民の区政への参画ならびに自治の推進を図ることにもつながるものと存じます。

今後、この計画に基づいて、歴史的資料として重要な公文書を継承・利活用し、より一層透明で開かれた区政経営の実現に努めてまいります。

最後に、本計画の策定に際しまして、区議会をはじめ区民の皆様、関係各位のご協力に、深く感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解・ご協力をお願いいたします。

平成 21 年 11 月

練馬区長 志村 豊志郎

